

習志野市建設工事総合評価落札方式試行実施要領

平成23年 2月10日制定

平成24年11月20日改正

平成26年 5月20日改正

平成30年 5月15日改正

令和7年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、習志野市（以下「市」という。）が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、価格その他の条件が市にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式（以下「総合評価方式」という。）の試行に関して必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が200万円を超える工事で、入札価格及び価格以外の要素（企業の施工能力及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の能力等）を総合的に評価することが適当と認められる工事とする。

2 対象工事を決定しようとするときは、習志野市入札参加資格委員会の審査を経て決定するものとする。

(評価項目、配点及び評価基準の設定)

第3条 価格以外の要素として評価する項目（以下単に「評価項目」という。）、配点及び評価基準（以下これらを「評価項目等」という。）は、別表1に掲げるもののほか、対象工事の目的、内容及び技術的な特性に応じ設定するものとする。

2 評価項目等を設定しようとするときは、習志野市入札参加資格委員会の審査を経て決定するものとする。

3 習志野市入札参加資格委員会が特に必要と認めた工事については、評価項目等を設定しようとするときは、実務経験及び専門的な見地を有する職員で組織する技術審査会、又は学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2名以上を含む技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、評価項目等の設定に係る審査を委任することができるものとする。この場合、技術審査会又は審査委員会は自ら設定した評価項目等に則り、入札参加者から提出された価格以外の要素に関する提案（以下「技術提案等」という。）についての審査を行うものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 評価項目等を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験者2名以上から意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見聴取において、併せて、当該評価項目等に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

3 前項において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2名以上の学識経験者から意見を聴かなければならない。

4 前条第3項に規定する審査委員会が設置された場合においては、評価項目等の設定及び入札参加者から提出された技術提案等の審査をもって、前3項の意見聴取を行ったものとみなす。

(入札の公告及び指名通知書に掲げる事項)

第5条 総合評価方式による一般競争入札を実施するときは、習志野市財務規則（平成3年規則第25号。以下「財務規則」という。）第122条に規定するもののほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 総合評価方式の方法による旨
- (2) 評価項目及びその内容
- (3) 評価項目ごとの評価基準及び欠格事項
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 総合評価の方法
- (6) 入札参加者に求める技術提案等の内容、提出方法及び提出期間
- (7) その他総合評価方式を行うために市長が必要であると認める事項

2 前項の規定にかかわらず、総合評価方式による指名競争入札を実施する場合は、財務規則第134条第2項の規定による通知をする際、前項各号に掲げる事項を併せて通知しなければならない。

(評価の方法)

第6条 総合評価方式における価格及び価格以外の要素の評価は、当該工事の目的及び内容に応じ、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 除算方式 標準点を100点とし、これに価格以外の要素に対する評価点を加え、その点数を入札価格で除して評価値を算出する除算方式により落札者の決定を行うための基準となる数値（以下「評価値」という。）を求めることにより行うものとする。
- (2) 加算方式 入札価格に基づいて算定した評価点に価格以外の要素に対する評価点を加えて評価値を算出する加算方式により、落札者の決定を行うための基準となる評価値を求めることにより行うものとする。

2 前項に規定する評価の方法その他必要な事項については、習志野市入札参加資格委員

会の審査を経て決定するものとする。

(落札者の決定)

第7条 落札者の決定は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者として決定するものとする。

- (1) 申込みに係る価格が予定価格を超えていないこと。
- (2) 申込みに係る価格が、価格失格判定基準額を下回っていないこと。
- (3) 評価方法を除算方式とした場合、評価値が標準点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)を下回っていないこと。
- (4) 申込みに係る価格が習志野市低入札価格調査実施要領に規定する低入札価格調査基準額に満たない場合は、習志野市低入札価格調査委員会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められていないこと。

2 落札者となるべき同評価値の者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(技術資料の取扱い)

第8条 入札参加者より提出された技術資料(企業の施工能力に係る資料及び配置予定技術者の能力に係る資料等をいう。以下同じ。)は、入札参加者の資格の審査及び評価項目の審査の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、技術資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りではない。

(技術資料の作成費用)

第9条 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(入札結果の公表)

第10条 総合評価方式により落札者を決定したときは、速やかに落札者、技術資料の評価の結果、入札価格及び評価値について公表するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要領は、平成23年2月10日から施行する。

附則

この要領は、平成24年11月20日から施行する。

附則

この要領は、平成26年5月20日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月15日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

評価項目		配点	選択	評価基準	評価点
企業 の 技 術 力	企業 の 施 工 能 力	ア 企業の施工実績 ・過去10年間の同種工事の施工実績	2点	◎	国・県等の実績あり 2点 市町村等の実績あり 1点 その他 0点
		イ 工事成績評定 ・過去2カ年度間の本市発注の同種工事の工事成績評定点の平均点 ・対象となる評定点がない場合は、平均点を65点とみなす。	6点 ～ －2点	◎	75点以上 6点 74点以上75点未満 5点 73点以上74点未満 4点 72点以上73点未満 3点 71点以上72点未満 2点 70点以上71点未満 1点 65点以上70点未満 0点 65点未満 －2点
		ウ 事故及び不誠実な行為 ・本市発注工事における過去1年間の事故及び不誠実な行為の有無	0点 ～ －4点	◎	なし 0点 書面で警告又は注意 －2点 指名停止 －4点
		エ ISO認証の取得 ・ISO9001又は14001の認証取得の状況	1点	◎	取得あり 1点 なし 0点
	配置 予 定 技 術 者 の 能 力	オ 配置予定技術者の保有資格	2点	○	1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門） 2点 その他の資格 0点
		カ 配置予定技術者の施工経験 ・過去10年間の同種工事の施工経験	2点	◎	国・県等の実績あり 2点 市町村の実績あり 1点 その他 0点
		キ 継続教育（CPD）の取組状況 ・過去1年間の継続教育（CPD）の取組状況	1点	○	実績あり 1点 なし 0点
		ク 施工実績 ・過去10年間の本市内での公共工事の施工実績	2点	◎	習志野市の実績あり 2点 国・県等の実績あり 1点 その他 0点
	企業 の 信 頼 性 、 地 域 貢 献	ケ 営業拠点の所在地	2点	○	市内に本店を有する 2点 その他 0点
		コ 災害時における協力協定 ・本市と災害協定を締結している団体への加入の有無	3点	◎	団体に加入している 3点 なし 0点

会 性		サ ボランティア活動実績 ・過去1年間の本市内の公共の場におけるボランティア活動実績	1点	◎	実績あり	1点
					なし	0点
	労働者賃金	シ 公共工事設計労務単価 ・労働者賃金として公共工事設計労務単価の確保の有無	0点 ～ －1点	◎	確保する	0点
					確保しない	－1点